

《共通事項》

平成 26 年 7 月 28 日

~~平成 25 年 5 月 1 日~~

独立行政法人都市再生機構西日本支社

平成 25・26 年度 工事希望調査の実施について

独立行政法人都市再生機構西日本支社において指名競争入札による発注が見込まれる工事について、「別冊（保全工事）」（以下「工事区分表」といいます。）に示す工事区分を対象として、工事に対する地理的条件・技術的適性を把握し、透明、公平でかつ競争性のある指名競争入札を実施するため、保全工事に係る平成 25・26 年度工事希望調査（以下「工事希望調査」といいます。）を、下記要領により行うこととしたので、お知らせします。

この工事希望調査は、工事希望調査資料（以下「調査資料」といいます。）の提出により実施します。

工事希望調査の内容につきましては、当該資料と併せて交付しております保全工事（※）の「工事希望調査に係る調査資料作成要領」（以下「作成要領」といいます。）及び「工事区分表」の資料をご覧ください。

※「保全工事」とは、既存賃貸住宅（居住中の世帯向け集合住宅）敷地内にある建物、屋内外施設等の維持管理に必要な修繕工事、改良工事等をいいます。

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）の施行により、公共工事の発注者には品質確保のために工事の内容に応じた入札参加者の技術的能力の審査及び総合評価方式の実施などが求められています。

総合評価方式を適用する工事については、価格のみによる競争ではなく、技術資料の提出を求め、技術資料の評価を「価格以外の要素」として価格との総合評価を行うことにより落札者を決定することになります。このため、技術資料の提出がない場合や技術資料が機構の定める入札参加要件を満たしていない場合は非指名となることがあります。

なお、総合評価方式の適用工事については、指名に先立ち、総合評価方式の適用工事であることを示した上で技術資料の提出要請を行います。

総合評価方式の詳細については、当機構ホームページに掲載されている総合評価方式実施ガイドラインによりご覧になれます。

1. 調査資料提出の要件について

- (1) 当機構関西地区における平成 25・26 年度の「競争参加資格」の認定を受けている方で、「工事区分表」に記載の機構の定める要件を満たす場合に限りです。
- (2) なお、平成 25・26 年度の「競争参加資格」の認定を受けていない方についても、随時の登録申請を併せて行うことにより、調査資料の提出を認めますが、当該調査資料提出工種に必要な認定が受けられなかった場合は、提出された調査資料は無効とします。(※競争参加資格の登録申請手続は、調査資料を提出される前までに必ず行っていただくことが必要です。)

競争参加資格の登録申請書（「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」）の提出に係る問い合わせ先	独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約チーム Tel 06-6969-9023
---	---

- (3) 調査資料は、保全工事の「作成要領」により、提出していただきます。

2 調査資料の交付について

交付する資料は次の 3 種類です。

- ① 《共通事項》平成 25・26 年度 工事希望調査の実施について（本冊子）
- ② 《保全工事》平成 25・26 年度「保全工事」の工事希望調査に係る調査資料作成要領
- ③ 《保全工事》平成 25・26 年度「保全工事」に係る参加資格要件・工事区分表（別冊）

3 調査資料の提出について

調査資料は、希望する工事区分ごとに作成し、提出することが必要です。

~~（1）定期受付 ※受付は終了しました。（2）追加受付をご参照願います。~~

~~① 受付方法~~

~~簡易書留による郵送による。※持ち込みによる提出は不可~~

~~② 受付期間~~

~~平成25年4月15日（月）から平成25年4月26日（金）まで（必着）~~

~~③ 送付場所~~

~~〒536-8550 大阪市城東区森之宮1-6-85~~

~~独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約チーム~~

~~Tel 06-6969-9970~~

※ 「保全工事」にお申し込みの方は、それぞれ「工事種別」毎に別々の簡易書留に分け

て郵送願います。

(2) 追加受付（随時）

① 受付方法 簡易書留による郵送 ※持ち込みによる提出は不可

② 受付期間

平成25年7月1日（月）から平成27年3月31日（火）まで（必着）

③ 送付場所

~~(1)③と同じ~~

〒536-8550 大阪市城東区森之宮1-6-85

独立行政法人都市再生機構西日本支社 総務部契約チーム

TEL06-6969-9970

※ 「保全工事」にお申し込みの方は、それぞれ「工事種別」毎に別々の簡易書留に分けて郵送願います。

(3) 調査資料に関するヒアリング等

施工実績の確認等のため、西日本支社においてヒアリング等を行うことがあり、別途郵送で連絡いたします。詳しくは「作成要領（2-②、2-④）」の資料をご覧ください。

4 その他

(1) 調査資料作成に係る質問等につきましては、下記のお問い合わせ窓口一覧をご利用ください。

(2) この工事希望調査は、次回の定期受付による工事希望調査終了（審査等の期間を含む）時までの間、工事請負契約に係る指名競争入札における適正な競争参加者の指名の基礎資料とするために実施します。工事の発注件数等により、調査資料提出者全員への指名を約束又は予定するものではありません。

(3) 調査資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

(4) 提出された調査資料の内容が虚偽である場合は、当該資料を無効とし、指名停止要領に基づく指名停止措置を行うことがあります。

(5) 提出された調査資料は、原則として返却しません。

(6) この工事希望調査は当機構西日本支社が発注する、契約概算額5千万円未満の工事を対象として実施します。

(7) 提出された調査資料を基に、参加資格要件のある者を、①履行中工事状況、②指名状況、

③地域要件（本店（社）、支店（社）、営業所所在地の別）、④施工実績、⑤工事成績等の項目で総合評価し、指名が偏らないよう順次指名します。

(8) この調査資料の提出がなければ、希望調査による指名競争入札における指名はできません。

(9) 当機構発注工事については、建設業法上、公共工事の取扱いとなり、請負金額が 2,500 万円以上（建築一式は 5,000 万円以上）の工事には工事現場ごとに専任の技術者の配置が必要です。（営業所の専任技術者を配置することはできません。）また、下請契約金額の総額が 3,000 万円以上（建築一式は 4,500 万円以上）の場合は、監理技術者の配置が必要となります。入札工事を落札された後に、技術者の配置ができないことが判明した場合は請負契約の締結はできません。また、指名停止措置要領に基づく指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。

なお、配置する専任の技術者または監理技術者は申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があることが必要です。なお、恒常的な雇用関係とは当機構発注工事の指名日以前に 3 か月以上の雇用関係があることをいいます。

(10) 今回の工事希望調査は、次回の工事希望調査の定期受付終了（審査等の期間を含む）時まで有効です。

(11) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者は、調査資料を提出できません。

以 上

お問い合わせ窓口一覧

● 保全工事に関する窓口

事 務 所	担 当 部 課	内 容	電 話 番 号
西日本支社	総務部 契約チーム	申請書の提出方法	06-6969-9970
	住宅経営部 保全企画チーム	保全建築・塗装・防水工事	06-6969-9069
		保全土木工事	06-6969-9753
		造園工事	06-6969-9746
	〃 設備保全チーム	電気工事	06-6969-9832
		管・機械工事	06-6969-9078

実績要件については、各工事の窓口にお問い合わせください。